

は　じ　め　に

この交通安全実施計画は、大阪府域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱である「第11次大阪府交通安全計画」（令和3年度から令和7年度まで）に基づき、令和7年度において具体的に推進する施策を定めたものです。

第11次大阪府交通安全計画では、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指し、人・交通機関・交通環境といった交通社会を構成する3つの要素に対する種々の安全対策を、府民の理解と協力の下で推進することにより、令和7年までに年間の交通事故死者数を87人以下とするとともに交通事故による重傷者数を2,160人以下に抑制するという目標数値を掲げています。

令和6年中における府下の交通事故発生状況については、2万5千件に迫る件数の交通事故が発生しているほか、死者数は127人、重傷者数は2,885人といずれも前年対比で減少しているものの、誰もが「安全・安心・快適なまち大阪」を実感できるために取り組むべき課題は山積しています。

そんな中、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日には自転車に乗車するときは年齢を問わず乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となったほか、同年7月1日には特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用され、令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話使用等に対する罰則強化や酒気帯び運転等に対する罰則整備が行われるなど、府民一人ひとりに対する交通ルールの遵守や正しい交通マナーの意識づけはより重要となっています。

このような交通情勢を踏まえ、令和7年度「大阪府交通安全実施計画」においては、関係機関・団体が相互の連携を緊密にして、総合的かつ効果的な交通安全対策の推進を強化することにより、交通事故の抑制を図ることとしました。

なお、次年度の計画が策定されるまでの間は、本計画に基づいて事業を進めることとします。